

懲 戒 処 分 書

事 務 所 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 4727 番地
土地家屋調査士 森本 英利

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

令和 8 年 2 月 14 日から 1 か月の業務の停止に処する。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、土地家屋調査士森本英利（以下「被処分者」という。）が酒気帯び状態で乗用車を運転したとして、奈良県土地家屋調査士会から土地家屋調査士法施行規則（昭和 54 年法務省令第 53 号）第 39 条に基づく報告がされた事案である。

第 2 認定事実

以下の事実が、奈良県土地家屋調査士会の報告書及び伊法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

- 1 被処分者は、平成〇年〇月〇日、土地家屋調査士となる資格を取得し、平成〇年〇月〇日付け登録番号奈良第〇号をもって土地家屋調査士の登録を受け、同日、奈良県土地家屋調査士会に入会し、土地家屋調査士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 被処分者は、令和 6 年 4 月 21 日昼頃から同日午後 6 時頃まで、被処分者が所属する〇消防団の屯所で飲酒した後、乗用車を酒気帯び状態で運転して帰宅した。
- 3 被処分者は、帰宅途中で乗用車を停車し仮眠していたが、近隣住民によって起こされたため、乗用車を発進させ、令和 6 年 4 月 21 日午後 7 時 46 分頃、酒気を帯び、呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、普通乗用自動車を運転し、A 市 B 町 C 丁目 1 番 10 号付近の住居の塀に接触する事故を発生させた。
- 4 被処分者は、令和 6 年 7 月 4 日、口裁判所から酒気帯び運転による罰金 50 万円の略式命令を受け、同月 19 日に全額納付し、同年 10 月 31 日、ハ公安委員会から同日から 2 年間の運転免許取消しの行政処分を受けた。

- 5 被処分者は、令和 6 年 10 月 31 日、上記 3 の行為が土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）及び奈良県土地家屋調査士会会則に違反するとして、奈良県土地家屋調査士会から注意勧告処分を受けた。

第 3 処分の量定

- 1 被処分者が、酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転したことは明らかであり、これは道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項及び第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号並びに道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 44 条の 3 に違反する行為であり、土地家屋調査士の信用を失墜させるものとして、土地家屋調査士法第 2 条（職責）及び第 24 条（会則の遵守義務）並びに奈良県土地家屋調査士会会則第 87 条（品位保持等）及び第 88 条（会則等の遵守義務）に違反する。

被処分者の上記の違反行為は、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表番号 21「業務外行為」に該当し、一般的に、量定として、「戒告、2 年以内の業務の停止又は業務の禁止」が相当であるとされている。

- 2 本件において、被処分者は、多量の酒類を飲んで乗用車を運転しており、物損事故を発生させていることからすると、その犯情は悪質である。
- 3 他方で、被処分者が、これまでに懲戒処分歴がないこと、奈良県土地家屋調査士会から注意勧告を受けていること、非違行為を認めて調査にも協力していること、既に刑事罰や運転免許取消処分を受け、奈良県土地家屋調査士会の役員を辞任し、所属する消防団から停職 1 月の処分を受けたこと、物損事故による損害については示談が成立して解決済みであること、実名での新聞報道がされたことは、被処分者にとって酌むべき事情である。
- 4 よって、これらの事情を考慮し、土地家屋調査士法第 42 条第 2 号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。

令和 8 年 1 月 27 日 法務大臣